

4 都市計画市素案の縦覧及び公聴会について

都市計画市素案については、以下の場所で縦覧できます。また、みなさまのご意見をお聴きするため、公聴会を開催しますので、公述を希望する方はお申し出ください。
(多数の場合は抽選となります。)

(1) 都市計画市素案の縦覧及び公聴会の公述申出の受付

期 間	場 所	開庁時間
平成21年6月15日(月) ～平成21年6月29日(月) 【土日を除く】	横浜市まちづくり調整局 都市計画課 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル5階 TEL:045-671-2657 (http://www.city.yokohama.jp/me/machi/kikaku/cityplan/)	午前8時45分 ～午後5時15分

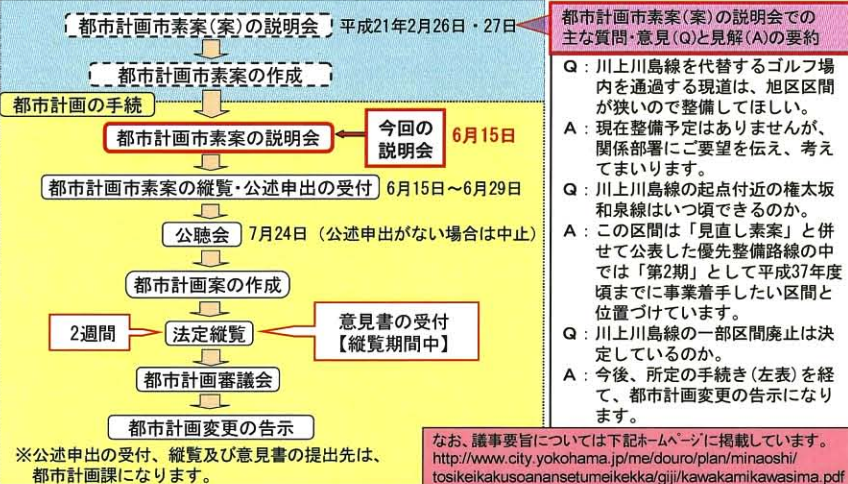
- ※戸塚、保土ヶ谷、旭の各区役所区政推進課でも、「都市計画市素案の写し」をご覧になれます。
(6月15日(月)～6月29日(月)の間の土日を除く午前8時45分～午後5時15分)
- ※縦覧期間中は、都市計画課のホームページでも「都市計画市素案の概要」をご覧になることができます。
- ※公述申出は6月29日(月)必着で、指定の公述申出書を直接持参するか、または郵送で都市計画課へ提出してください。
(公述申出書は6月15日(月)から縦覧場所配布します。また上記ホームページからも入手できます。)

(2) 公聴会の日程及び会場(公述申出がない場合は開催しません。)

開催日	時間(予定)	会 場
平成21年7月24日(金)	午後7時～午後9時	東戸塚地区センター会議室(2階)

- ※公聴会の開催の有無については、7月1日(水)以降に都市計画課へ直接お問い合わせいただくか、上記ホームページでご確認ください。
- ※公聴会の傍聴を希望される方は、当日直接会場にお越しください。

5 主な手続きと流れについて



都市計画市素案(案)の説明会での
主な質問・意見(Q)と見解(A)の要約

- Q: 川上川島線を代替するゴルフ場内を通過する現道は、旭区間が狭いので整備してほしい。
A: 現在整備予定はありませんが、関係部署にご要望を伝え、考えてまいります。
- Q: 川上川島線の起点付近の権太坂和泉線はいつ頃できるのか。
A: この区間は「見直し素案」と併せて公表した優先整備路線の中では「第2期」として平成37年度頃までに事業着手したい区間と位置づけています。
- Q: 川上川島線の一部区間廃止は決定しているのか。
A: 今後、所定の手続き(左表)を経て、都市計画変更の告示になります。

〈計画内容について〉
道路局 企画課 都市計画道路担当
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
TEL:045-671-4306 FAX:045-651-6527

〈風致地区について〉
まちづくり調整局 建築企画課
〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル4階
TEL:045-671-2933 FAX:045-641-2756

〈お問い合わせ先〉
都市計画手続きについて
まちづくり調整局 都市計画課
〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1JNビル5階
TEL:045-671-2657 FAX:045-664-7707

横浜市からのお知らせ

平成21年5月

都市計画道路川上川島線等の都市計画市素案について ～ 説明会を開催します ～

1 都市計画市素案説明会の開催について

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成16年度より将来の道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進め、平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」として取りまとめ公表いたしました。

このうち今回は、都市計画道路川上川島線の一部区間の廃止と、接続する都市計画道路保土ヶ谷二俣川線の線形の変更を行います。また、これらの路線に関連する風致地区の変更を行います。

つきましては、川上川島線、保土ヶ谷二俣川線及び風致地区の変更内容、今後の都市計画の手続きなどについて説明会を開催します。
(計画の概要は中面をご覧ください。)

開催日	時間(予定)	会 場
平成21年6月15日(月)	午後7時～午後9時	東戸塚地区センター会議室(2階)



※事前のお申し込みは不要です。直接会場にお越しください。
※横浜市からの説明は30分程度を予定しています。質疑等の状況により終了時間が早まる場合がございます。
※会場の駐車台数には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。



2 都市計画変更の理由

(1) 都市計画道路川上川島線及び保土ヶ谷二俣川線

川上川島線は、戸塚区品濃町から保土ヶ谷区川島町に至る延長約5,330mの都市計画道路です。このうち、権太坂和泉線(戸塚区品濃町)から保土ヶ谷二俣川線(保土ヶ谷区今井町)の区間については、ほとんどがゴルフ場として土地が利用されているなど市街地形成が見込まれないこと、また、周辺道路のネットワークにより交通機能が代替できることから、同区間の計画を廃止します。

また、川上川島線の一部区間廃止に伴い、T字型の交差点でつながる計画であった保土ヶ谷二俣川線の道路線形を、現道に合わせた曲線の形状に変更します。

(2) 大池・今井・名瀬風致地区

今回変更を行う川上川島線及び保土ヶ谷二俣川線の道路中心を大池・今井・名瀬風致地区の区域境としている部分があることから、道路の変更(廃止等)に伴い区域境が不明確になる部分(保土ヶ谷区今井町付近)については、現在ある道路中心へ区域境を変更します。

3 都市計画の概要について

【都市計画道路の変更について】

①3・6・4号川上川島線

変更前の都市計画	変更後の都市計画
路線名 川上川島線	路線名 桐が作川島線
起終点 戸塚区品濃町～保土ヶ谷区川島町	起終点 旭区桐が作～保土ヶ谷区川島町
延長 約5,330m	延長 約3,490m
車線数 未決定	車線数 2車線

未着手となっている『都市計画道路3・6・4号川上川島線』の戸塚区品濃町から保土ヶ谷区今井町の区間の計画を廃止します。
また、残った区間の都市計画道路の名称を『都市計画道路3・6・4号桐が作川島線』に変更します。

②3・6・5号保土ヶ谷二俣川線

変更前の都市計画	変更後の都市計画
延長 約6,120m	延長 約6,040m
車線数 未決定	車線数 2車線
区域 川上川島線と交差点(線形)で接続	区域 現道に合わせた曲(線形)線の形状

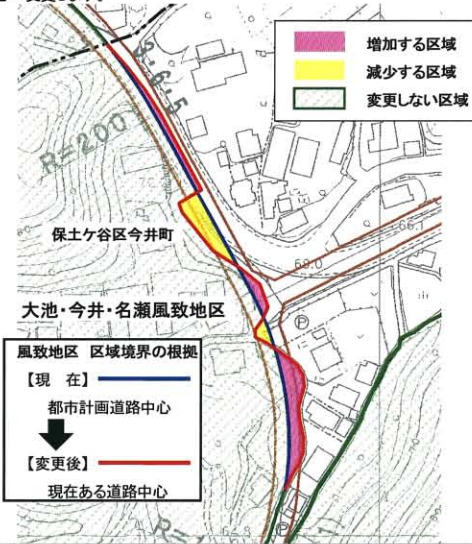
「保土ヶ谷二俣川線変更区間拡大図」にお示すとおり、交差点形状であった区域(青色)を、現道に合わせた曲線形状の区域(赤色)に変更します。

※建築許可について

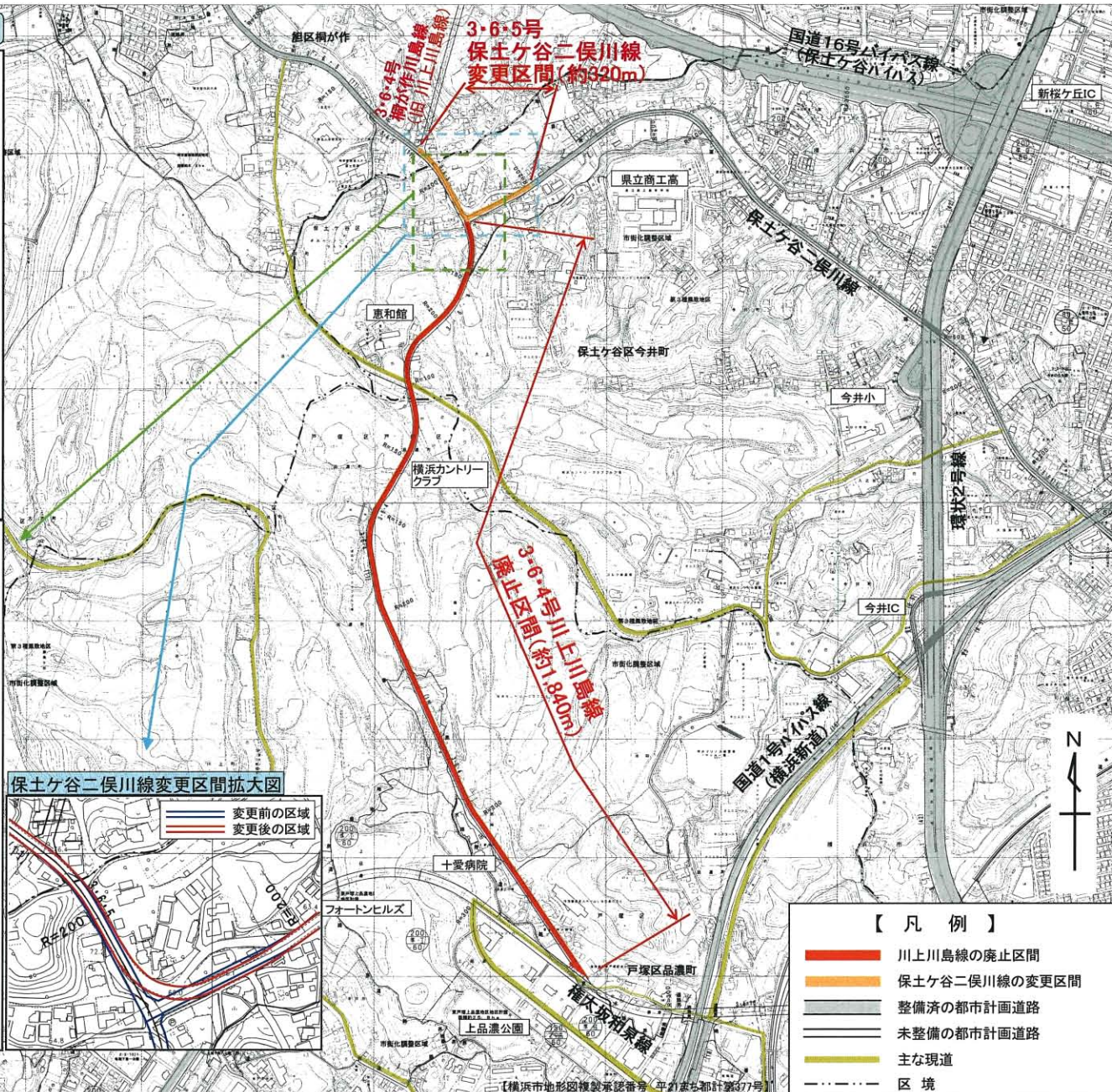
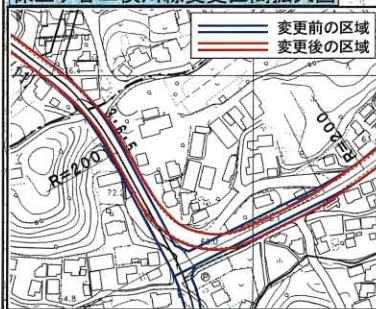
都市計画施設の区域内で家屋等の建築を行う場合、都市計画法第53条の許可を受ける必要がありますが、今回の都市計画変更により、都市計画施設の区域でなくなった土地は、許可を受ける必要はなくなります。

【風致地区の変更について】

「大池・今井・名瀬風致地区」の区域境の一部(保土ヶ谷区今井町付近)を、川上川島線及び保土ヶ谷二俣川線の道路中心から、現在ある道路中心へ変更します。



保土ヶ谷二俣川線変更区間拡大図



【凡例】

- 川上川島線の廃止区間
- 保土ヶ谷二俣川線の変更区間
- 整備済の都市計画道路
- 未整備の都市計画道路
- 主な現道
- 区境